

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオン県央ショッピングセンター
所在地 燕市井土巻字切間710
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 午前9時（ただし年間150日は、開店時刻：午前8時）
(変更後) 午前7時
 - ・イオンリテール株式会社以外
(変更前) 午前9時（ただし年間60日は、開店時刻：午前8時）
(変更後) 午前7時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分（ただし年間150日間は、午前7時30分から午後11時30分）
(変更後) 午前6時30分から午後11時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後9時
(変更後) 午前6時から午後10時
- 3 変更を予定する年月日
平成24年6月1日
- 4 変更の理由
営業計画変更及びこれに伴い荷さばき時間を変更する必要があるため。
- 5 届出年月日
平成24年5月23日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年6月5日から平成24年10月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp